

令和8年 第4回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和8年3月19日(木)

令和8年 第4回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和8年3月19日(木) 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 3階第3会議室
- 3 出席委員 大山和彦 大部菌智子 廣崎真美 園田貞哉 永井良雄
- 4 参与職員 松元公孝 今西敦子 江藤英俊 野口健史 山内寿朗 古沢博文
(調製職員) 下村さゆり
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 15:30

大山教育長 ただいまより、令和8年3月12日付小林市教育委員会告示第6号で招集されました、令和8年第4回小林市教育委員会定例会を開催いたします。
報告第3号小林市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について説明をお願いします。

江藤教育指導監 資料2ページをお開きください。小林市立学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について報告するものです。本計画は、本年度6月に改正されました、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等に基づきまして、各自治体が教育職員の健康保持や勤務環境の整備を目的として定めるものであります。
本市の現状につきましては、3ページにございますが、令和2年3月に「小林市教職員の働き方改革プラン」を策定しまして、学校現場と教育委員会が一体となった働き方改革に取り組んで参りました。その取り組みの具体については、5ページの上の段まで記載をさせていただいているところであります。それでは本市教職員の現状はと申しますと、5ページの中程にあります状況調査の結果をご覧ください。そちらの表の一番下にございます、全体とありますが、昨年度の時間外在校等時間の1か月当たり、45時間以下の教職員の割合は80%でありました。プラン策定時は52%でしたので、改善されておりますが、依然として、教頭先生や中学校の教員において課題がございます。それでは6ページをお開きください。そこで本計画においては、時間外在校等時間が45時間以下の教育職員を、令和11年度までに、

国の目標に合わせまして、100%とすることを目標としております。また、高ストレスの職員をゼロにすることや、誇りややりがいを持って仕事をすることができている職員の割合を90%にすることを目標としております。これらの目標を達成するために、6ページのIVから記載しておりますが、例えば、学校以外が担うべき業務として、引き続き保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進したり、放課後や夜間の見回りは、保護者や地域に委ねたり、7ページの一番上にありますように、ICTの積極的な活用や部活動の地域展開、スクールサポートスタッフやスクールソーシャルワーカーなど専門職の活用などを通して、さらなる推進を図っていく計画になっております。8ページをご覧ください。この計画を着実に進めていくために、Vにございますように、進捗状況については、定例教育委員会や総合教育会議にて報告を行うとともに、関係部局との連携、教育委員会による学校支援や管理職のリーダーシップなど、あらゆる方法や手段を活用しながら推進していきたいと考えております。また本計画については、令和11年度までの計画としておりますが、現場の状況を見定めながら、必要に応じまして、適宜見直しを行っていく予定です。説明は以上でございます。

大山教育長 ご質問はございませんでしょうか。

園田教育委員 3ページの一番下の方なんですけど、登下校に関する対応というところで、団体地域等と連携した見守り体制の構築、あともう1つは、登校時間の見直しとありますけど、これは具体的にどういうことかということと、これに関連して、6ページにもあるんですけど、登下校時の通学路における日常的な見守り活動、学校運営協議会などを通して保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進するとありますけど、これは、これまで保護者や地域住民がこの見回り活動されていたのか、それとも、あまりされてないので、これからそういう推進をするということなのか、その辺をお聞きしたいということと、あと、4ページの カ その他で、家庭教育学級PTA等業務の在り方の研究とありますが、どのような研究をされるのか。そこら辺をお聞きしたいです。

江藤教育指導監 まず、3ページと5ページ、6ページにございます見守り活動、通学路

等のところにつきましては、まず3ページですけれども、こちらは前回、令和2年3月に策定しました、働き方改革推進プランに基づいた取り組みのところを3ページに記載しております。例えば、登下校のときに、地域の方々に立ち番をしていただいたりだとかそういったところを、策定するときにはまだ十分でないところがあったので、こちらのプランの方には、体制をまず構築しましょうというところがありました。それを、これまでのプランに基づいて取り組んできたというところになります。登校時間の見直しについても、朝早く子どもたちが来て、それに対して先生方が対応していかないといけないところがありましたので、そちらの登校時間をやや遅めに設定するとかそういったところに取り組んできたところになります。今回の計画においても、先ほど委員からありましたけれども、登下校の通学路における日常的な見守り活動というところは、現在のコミュニティスクールを通して、保護者や住民の方々における学校運営についてのご意見等いただいておりますけれども、そういったものを通して、またさらに協力を求めていきたいと考えております。あと、4ページの家庭教育学級等の在り方の見直しですけれども、やはり、特に教頭先生方の勤務の状況で、家庭教育学級等のPTAの担当を教頭先生が担うことが多くなっているかと思えます。そちらの活動についても、例えばフレックスタイムを活用していくなどすることで、教頭先生方の働き方改革にも繋がるんじゃないかというふうに考えているところです。以上です。

大部 菌教育長職務代理者 6ページの、学校以外が担うべき業務の中で、例えば保護者等からの過剰の苦情や不当な要求と、学校でその対応が困難な事案の対応、こういうのは入ってないなと思ったんですが。それともう1点、7ページの支援が必要な児童生徒というところで、外国人の方の労働が増えてますので、子どもたちは見かけることはないんですけど、例えば日本語指導の必要な外国の方の生徒さんたちの支援、これはどう考えてらっしゃるかなと思います。

江藤 教育指導監 まず、相談というかそういった体制なんですけども、実は学校以外が担うべき業務というところについては国も、いくつか例を示しております、その中にやはりスクールロイヤーですとかそういった観点がございます。

ですので、我々としても、まず、計画にのっとって進めていかないといけないんですけども、やはり委員がおっしゃるとおり、特に中学校においては、いろんなトラブルがございますし、保護者からのご相談というか、ややもすると過度な要求とか、そういったものがございます。そういった場合には現在のところは、我々教育委員会が出向いて対応したり、市の法的な相談の部署にご相談させてもらったり、今体制を作っているところではあります。しかしながら今後そういったところについても、我々としても検討していかないといけないなと考えております。もう1点、日本語指導のところなんですけど、委員おっしゃるとおり、だんだん増えてきておまして、本年度においても、日本語指導が必要なお子さんがいらっしやいます。それが、まだぐんと増えてるわけではないんですけども、そういったお子さんが入学や転校をしてきて、そちらに対応していく機会も多くなってきております。ですので、今、日本語指導の支援員がいらっしやいますので、そちらで対応はできているんですけども、今後やはり増えていくことも考えて対応を検討していく必要があると思っております。

永井教育委員 この6ページの目標として掲げてあります時間外在校時間に関する目標の45時間以下の割合を80%を100%にするということで、挙げてあるんですけど、5ページの表の内容を見ると、副校長あるいは教頭先生のところが非常に数値が低いので、ここで大分下げてるんだらうと思うんですけど、この先生方の仕事内容をちょっと検討しないと、この数字の目標に達するのかなと思ったのですが。

江藤教育指導監 委員がおっしゃるとおりで、全国的にも県内でも、教頭先生方の勤務の状況ということが課題となっております。我々としても、例えば校内の鍵を閉める役割を教頭先生が担うべきなのかとか、そういったところを、これまでの働き方改革プランに基づいて取り組んでいるところではありますが、我々としても、やはり教頭先生の働き方改革をまず考えながら実行していきたいと考えております。教頭先生の業務改善は、まさに取り組んでいかないといけないところで、実はまず働き方改革の方に取り組んでいく前は、月80時間以上働いている割合も、教頭先生が大変多くなっておりました。それがだんだん少なくなってきて、今現状45%以下というところがこま

での数値になってきているというところで、改善はされてきているんですが、やはりなかなか改善しづらいところであると思います。委員がおっしゃるとおり、分担できるところは分担していく、また、先ほど申し上げた学校以外が担わないといけないところはお願いしていくなど、そういったところを整理して行って、進めていきたいと思います。

大山教育長 教頭先生の働き方改革は難しく、学校の業務のうちの隙間は全て教頭というような、誰も担当がいなければ教頭が引き受けるしかないというようなことがあったんですが、そこが大分減ってきていますし、校長会でも、鍵の開け閉めは教頭だけの仕事ではなく、校長先生もするように言ったり、フレックスタイムを利用するように言っています。一方では、教頭先生自身が、学校のためにここまではやりたいというところが出てきてしまっています。教員が教材研究で残っていたりすると、早く帰るように言っても、やっぱり責任感で全員帰るまで残っている教頭先生もいます。ですから、過度な時間超過にならないように、過労死ラインの80時間を超えてまでとならないように言うてはいるんです。委員ご存じのように、PTAも学校によって取り組みに差があって、PTA自身が文書を作ったりする学校もあれば、教頭に全て丸投げするような学校もあって、これについては社会教育課とも話をしているところです。そういった実態があるんですが、改善はしてきているところです。

廣崎教育委員 登下校と一括りなんですけれど、登校時は、わりと見守り隊がいらっしやったりするんです。下校時間の方が意外と危ないんですけど、そういったところの対策はあるんでしょうか。

江藤教育指導監 そういったところについては、学校運営協議会ですとかそういったところで共有しながら、家庭でできること、もしくは地域でできることというところを検討していくことだと思っております。

大山教育長 ご質問等はございませんでしょうか（はい）。

それでは続きまして、報告第4号小林市教育情報セキュリティポリシーの改訂について説明をお願いします。

今西学校教育課長 報告第4号小林市教育情報セキュリティポリシーの改訂についてご説明を申し上げます。11ページをご覧ください。

小林市教育情報セキュリティポリシーにつきましては、令和7年3月に策定をしております。令和7年第4回定例教育委員会において報告をさせていただいておりますけれども、このたび文部科学省による、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定がございましたので、そちらに合わせて改定を行いましたので報告をするものです。

主な変更箇所は、情報資産の分類・仕分け・管理方法の見直しと、次世代校務DX環境への移行を進める上で必要となるセキュリティ対策に関する記載の見直しでございます。なお、セキュリティポリシーについては、44ページございますけれども、それを全て読んでいただくことは難しいので、わかりやすいように概要資料というのを作成しております。その概要資料についても今回改定をさせていただいております。今回はその概要資料を添付させていただいております。前年度の説明の繰り返しになりますけれども、セキュリティポリシーとは、本市の学校及び教育委員会が保有している様々な情報を、不正アクセス、改ざん、漏えいなどの脅威からどのように守るかについて基本的な考え方や、情報セキュリティを確保するための組織体制及び運用も含めて規定をしているものになっております。安全な教育環境を維持することが最も重要となりますので、各学校、教育委員会において、このセキュリティポリシーに基づいた運用をしっかりと行ってまいりたいと思います。説明は以上になります。

大山教育長 ご質問等はございませんでしょうか（はい）。

それでは続きまして、議案に入ります。議案第6号令和8年度学校医等の委嘱について説明をお願いします。

今西学校教育課長 資料15ページになります。議案第6号令和8年度学校医等の委嘱についてです。学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものです。資料の16ページから20ページまで、内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師の先生方の名簿を載せております。令和7年度と変わったところのみをご説明を申し上げます。まず、16ページから17ページの内科につきましては、ナンバー29の永久津中学校が広田内科クリニック広田先生から、小林市立病院中田先生に変更になっております。また、ナンバー19、20、21、17ペ

ージの34、35につきましては、野尻地区の小中学校になっておりますが、こちらは年度ごとに、押川病院と野尻中央病院を毎年入れ替えておりますので、令和8年度も入れ替わっているということになります。次にその下の眼科ですけれども、これまで長年勤めていただいております針貝眼科医院の針貝先生より、令和8年度以降は従事できないという申し出があったということでしたので、柘山医院の柘山先生と小林中央眼科の益山先生に分担をお願いをしております。その下の耳鼻科及び、19ページに載せております歯科については、今年度と変更はございません。最後20ページの学校薬剤師につきましては、ナンバー3細野小学校及びナンバー14細野中学校が太洋薬局の山元先生から、それぞれ、双葉薬局の古川先生、アイン薬局の池田先生に変更になっております。なお医師や薬剤師の選任につきましては、西諸医師会、小林市歯科医師団、そしてにしもろ薬剤師会に選任をお願いをしております。説明は以上になります。

大山教育長　　ご質問等はございませんでしょうか。

大部 菌教育長職務代理者　昨年度も申し上げたんですが、耳鼻科の柘山先生が一人でされるとするのは大変ではないでしょうか。今後考えていかないといけないと思うのですが。

今西学校教育課長　耳鼻科の先生も、西諸全体で見ていただくような体制も整えないといけないかなということは西諸医師会の方もおっしゃってました。

大山教育長　　ご質問等はございませんでしょうか（はい）。

議案第6号につきましては原案通り承認してよろしいでしょうか（はい）。

議案第6号は承認されました。

それでは続きまして、議案第7号小林文化芸術振興ビジョン策定委員会設置要綱の制定について説明をお願いします。

野口社会教育課長　それでは資料21ページをお開きください。なお議案第8号小林市文化芸術専門員設置規則の制定についてにつきましても関連がございますのでまとめてご提案させていただいてよろしいでしょうか（はい）。

この2つは、規則の新たな制定ということでご提案するものです。

目的としましては、第三次総合計画で方針に掲げております、市民が文化芸術に触れ合える状態を目指すために制定をして取り組んでいこうという

ことになっております。まず、文化芸術振興ビジョン策定委員会の設置要綱ですけれども、22、23ページに要綱の案を載せてございます。これは、いろんな計画がございまして、その概要版というもの、要約したものがよくありますけれども、そういったイメージで基本構想、方針を策定する業務として、第2条にありますとおり10名以内の委員をもって設置して、ビジョンを策定していくということで考えているところです。年間2回から3回程度、来年度開催できればと思っております。なお、任期につきましては、策定するまでということしております。

続きまして24ページからになりますが、文化芸術専門員設置規則ということで、25、26ページに規則の案を載せてございます。これにつきましては、主に文化会館に、文化芸術専門員ということで会計年度任用職員1名を配置することとしております。勤務日は月13日ということなんですけれども、1名の方を現在、設置に向けて面接等も行っているところです。なお、今、議会におきまして、当初予算でそれぞれの謝金ですとか人件費等については上げておりますので、来週24日に議決されるものと考えております。以上です。

大山教育長　ご質問等はございませんでしょうか。

大部 蘭教育長職務代理者　専門委員の方を選考されてるってということで、どのような方が選ばれるのか興味があります。

野口 社会教育課長　募集要綱にも、実務経験といいますが、こういった分野に経験のある方ということで募集させていただいて、お二人ほど応募があったんですが、どちらの方も優劣つけがたい、十分な経験を持った方でした。以上です。

大山教育長　ご質問等はございませんでしょうか（はい）。それではお諮りをしたいと思います。ただいまの議案の第7号と議案第8号につきまして、原案のとおりでよろしいでしょうか（はい）。

では議案第7号8号につきましては、承認をされました。

続きまして議案第9号、令和8年度小林スクールサポートボランティアセンター、K S S V C、アドバイザー及び小林市豊かな学び支援室長の委嘱について説明をお願いします。

野口 社会教育課長　議案第9号でございます。小林スクールサポートボランティアセンタ

一のアドバイザー及び小林市豊かな学び支援室長の委嘱ということで、28ページにございますとおり、2年目になりますが、湯川室長をアドバイザーに委嘱したいと考えております。よろしく願いいたします。

大山教育長

ご質問等はございませんでしょうか（はい）。

ぜひ、また、豊かな学び支援室に足を運んでみてください。支援室の壁に、湯川先生が書いた綺麗な小林の絵に、各小学校区ごとのその体験活動写真をちりばめたものができ上がってます。非常にいいものができ上がってますし、今年度ボランティアの方々を再募集、再整理をして、冊子を作ってもらいます。非常に活躍していただいています。まちなか松栄に行った際にはぜひ2階に足を運んでご覧ください。

それでは、議案第9号につきましては原案のとおり承認してよろしいでしょうか（はい）。議案第9号は承認されました。

続きまして、議案第10号令和8年度小林市キャリア教育支援センターコーディネーターの委嘱について、議案第11号市職員（教育委員会事務局）の人事異動について、そして議案第12号教育委員の辞任について、以上3件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」との定めがありますので、非公開にしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。（はい）

それではこの3つの議案につきましては非公開といたします。

それでは、次回開催予定をお願いします。

下村調製職員

次回の開催につきましては、4月22日水曜日、午後3時30分から市役所2階第1会議室で開催予定です。よろしく願いいたします。

大山教育長

それでは、以上をもちまして、第4回小林市教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でした。

閉会 17:00